

平成28年度税制改正について

目 次

一 平成28年度税制改正の経緯…………… 3	三 平成28年度税制改正の概要…………… 5
二 平成28年度税制改正の基本的考え方…………… 3	

去る平成28年6月1日、安倍内閣総理大臣は、平成29年4月に予定されていた消費税率の引上げについては2年半延期する旨を表明されました。

「平成28年度税制改正の解説」は、平成28年3月31日に公布された28年度税制改正関係法令等に規定されている税制改正の内容を解説するものですが、消費税率10%への引上げに関わる各種措置について、今後、28年度税制改正の措置に関わらず、その内容の見直しが行われる可能性がありますので、ご注意ください。

なお、そうした見直し後の内容については、関係法令が公布された後の「税制改正の解説」の中で解説することとします。

一 平成28年度税制改正の経緯

平成28年度税制改正については、昨年12月16日に与党において「平成28年度税制改正大綱」が取りまとめられました。続いて、昨年12月24日に、「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。その後、この大綱に基づいて作成された「所得税法等の一部を改正する法律案」が本年2

月5日に国会に提出され、国会における審議の結果、3月29日に成立し、3月31日に公布されました。

本稿においては、平成28年度税制改正について、「所得税法等の一部を改正する法律案」の概要を中心に説明します。

二 平成28年度税制改正の基本的考え方

平成28年度税制改正においては、まず、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うこととしました。法人税改革は、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考え方の下、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減する取組であり、平成27年度税制改正から改革を開始しています。改革2年目の平成28年度税制改正では、その取組をより一層進め、法

人実効税率「20%台」を実現し、国際的に遜色のない水準にすることとしました。

また、消費税率の引上げに伴う所得の低い方々への配慮として、平成29年4月から、軽減税率制度を導入することとしました。軽減税率の適用対象品目については、購入の際にその消費税負担が直接軽減され、痛税感の緩和を実感できること等の観点から、「酒類及び外食を除く飲食料品」等としています。複数税率制度の下において適正な

課税を確保する観点から、インボイス制度を平成33年4月に導入しますが、それまでの間は、執行可能性に配慮し、簡素な方法によることとしました。軽減税率制度導入にあたっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保することとしました。さらに、少子化対策・教育再

生や地方創生の推進、復興支援等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための措置等を講ずることとしました。

これらの改正により、平年度で160億円の減収、平成28年度においては310億円の減収となることが見込まれます（(参考)参照）。

(参考)

平成28年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設	▲ 30	-
(2) 既存住宅の三世同居改修工事に係る特例の創設	▲ 10	0
個人所得課税 計	▲ 40	0
2. 法人課税		
(1) 法人税率の引下げ	▲ 3,340	▲ 1,550
(2) 生産性向上設備投資促進税制の見直し	2,410	570
(3) その他の租税特別措置の見直し	240	140
(4) 減価償却の見直し	650	570
(5) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設	▲ 20	-
法人課税 計	▲ 60	▲ 270
3. 消費課税		
(1) 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し	▲ 70	▲ 50
(2) 高額資産を取得した場合における消費税の特例措置の見直し	10	10
消費課税 計	▲ 60	▲ 40
合 計	▲ 160	▲ 310

(注1) 上記の計数は10億円未満を四捨五入している。

(注2) 「2.(1)法人税率の引下げ」の平年度の減収見込額は、平成30年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の減収見込額である。(平成28年4月1日以降に開始する事業年度より適用される改正の平年度の減収見込額は▲2,390億円である。)

(注3) 「2.(2)生産性向上設備投資促進税制の見直し」の平年度の増収見込額は、平成29年4月1日以降の取得分より適用される改正の増収見込額である。(平成28年4月1日～平成29年3月31日の取得分に適用される改正の平年度の増収見込額は720億円である。)

(注4) 「2.(2)生産性向上設備投資促進税制の見直し」「2.(3)その他の租税特別措置の見直し」「2.(4)減価償却の見直し」の中には、損益計上時期の変化に伴う一時的な増収が含まれる。

(注5) 「2.(3)その他の租税特別措置の見直し」は、環境関連投資促進税制の見直し（平年度140億円、初年

度100億円)、雇用促進税制の見直し(平年度80億円、初年度30億円)及び国際戦略総合特区税制の見直し(平年度20億円、初年度10億円)である。

(注6) 「2. 法人課税」のうち「欠損金繰越控除の更なる見直し」については、平成27年度改正において、繰越欠損金の控除限度の50%までの引下げによる増減収見込額を既に計上しているため、平成28年度の税制改正による増減収見込額としては計上していない。

(注7) 地方法人税の税率引上げによる特別会計分の増収見込額は、平年度8,221億円。地方法人特別税の廃止による特別会計分の減収見込額は、平年度▲18,809億円となる(総務省試算)。

【別掲】 軽減税率関係

(単位：兆円)

消費税の軽減税率制度の導入 (平成29年4月より施行予定)	▲ 1.0程度(うち国分▲0.8程度)
----------------------------------	---------------------

(注1) 上記の計数は、国分と地方分の計数を合計し、1千億円未満を四捨五入している。

(注2) 軽減税率制度の導入にあたっては、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされている。

三 平成28年度税制改正の概要

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

平成27年度税制改正から着手した法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることを目的としており、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す取組みです。

平成27年度税制改正では、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しにより、財源を確保しつつ、国・地方を通じた法人実効税率(従前34.62%)について、平成27年度に32.11%、平成28年度に31.33%となりました。

平成28年度税制改正においても、更に大胆にこの法人税改革を進めることとしています。

具体的には、

- ・ 租税特別措置の見直し(「生産性向上設備投資促進税制」の縮減・廃止等。期限切れ措置の全てについて、縮減・廃止。)、減価償却の見直し(建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化)、法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(平成28年度に5/8に拡大。中堅企業への影響には十分配慮(激変緩和措置)。)、欠損金繰越控除の更なる見直し(改革の加速化に伴う企業経営への影響の平準化)により、財源を確保しつつ、
- ・ 法人実効税率の引下げについては、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現することとしました。具体的な数値としては、法人実効税率は、平成28年度29.97%、平成30年度29.74%となります。

(2) グローバルな投資・経済交流の促進

グローバルな投資・経済交流の一層の促進を図るためにも、日本と諸外国・地域との間の二重課税リスクを排除し、法的安定性を高める等の取組みが必要不可欠です。

日本・台湾間においても、投資・経済交流を促進するため、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（日台民間租税取決め）」（租税条約に相当するが、本取決め自体に法的効力はありません。）が結ばれました（平成27年11月に署名）。

平成28年度税制改正では、本取決めに規定された内容（日台間で支払われた配当等の、源泉地における課税税率の引下げ等）を日本で実施するための国内法を整備することとしました。

2 消費税の軽減税率制度の導入

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入することとしました。消費税の軽減税率制度については、平成27年12月12日に与党の幹事長間で、「軽減税率制度の大枠」が合意され、これを踏まえて、与党・政府の税制改正大綱がとりまとめられました。以下、具体的に解説します。

・ 対象品目及び税率

軽減税率の対象品目は、酒類及び外食を除く飲食料品、及び一定の新聞の定期購読料とし、軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）とすることとしました（標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%））。

・ インボイス制度の導入

平成33年4月から、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）を導入することとしました。この方式の下では、適格請求書等及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。税額の計算方法に関しては、適格請求書等に記載されている税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法によることとなります。

平成33年4月の「適格請求書等保存方式」導入までの経過措置として、現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずることとしました。また、

売上・仕入税額の計算の特例を設けることとしました。

平成33年4月の適格請求書等保存方式導入後の経過措置として、導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認めることとしました。

・ 安定的な恒久財源の確保

財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、本法に以下を規定しました。

① 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。

② 財政健全化目標との関係や平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

・ 事業者への配慮

軽減税率制度の円滑な導入・運用のため、万全の準備を進めるため、本法に以下を規定しました。

① 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように万全の準備を進めるため、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずる。

② 軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税の確保の観点から、中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目的に、適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な

措置を講ずる。

3 少子化対策・教育再生等に向けた取り組み

(1) 三世同居に対応した住宅リフォームに係る特例の導入

世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入することとしました。

(2) 個人寄附に係る寄附金税制の見直し

平成27年度税制改正においては、学校法人等への個人寄附に係る税額控除の要件緩和を実施しました。この昨年度の改正と併せて、個人寄附に係る寄附金税制の見直しを行うこととしました。

(i) 国立大学法人等への寄附

意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入することとしました。

(ii) 公益法人等への寄附

公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和することとしました。

(3) スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の導入

適切な健康管理の下で医療用医薬品（医師等の処方せん等によって使用されることを目的とする医薬品）からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品（もともと医療用医薬品であったが、薬局で店頭販売できる一般医薬品等に転換された医薬品）の購入費用に

ついてセルフメディケーション（自主服薬）推進のための所得控除制度を導入することとしました。なお、本制度は、医療費控除の控除額計算上の特例措置であり、年間1.2万円を超えて支払った部分を対象とすることとしています。

4 地方創生の推進

(1) 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の創設

官民挙げて地方創生のために効果的な事業を推進できるようにするため、地域再生法の規定（平成28年4月改正）地方公共団体（東京等を除く）が行う「効果の高い地方創生事業」を国が認定）に基づき、当該枠組みに基づく認定事業に対する企業の寄附について、通常の損金算入（約3割の負担軽減）に加え、法人事業税、法人住民税及び法人税の税額控除（約3割の負担軽減）を創設することとしました（合計約6割の負担軽減）。

(2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、免税販売の対象となる一般物品の購入下限額を引下げ（1日1店舗当たり「10,000円超」→「5,000円以上」）等、外国人旅行者向け消費税免税制度の更なる拡充を行うこととしました。

(3) 空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除を導入することとしました。

(4) 地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体

が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要があります。こうした観点も踏まえ、消費税率10%への引上げに伴い、地方法人特別税を廃止するとともに、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方法人税（法人住民税の一部交付税原資化）を拡充し、法人事業税交付金を創設することとしました。

5 グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築

平成27年11月のG20アンタルヤ・サミットにおいて「BEPSプロジェクト」（現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう国際課税ルールを再構築し、租税回避を防止する取組み）の成果が報告され、各国における今後の実施面での取組みの重要性を確認しました。これを踏まえ、本プロジェクトの勧告を踏まえた必要な国内法整備を、今後、段階的に実施していきます。

平成28年度改正においては、多国籍企業情報の

報告制度（多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のため、各国が協調して情報収集・共有する枠組）等を構築することとしました。

（注）平成27年度改正においては、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、外国子会社配当益金不算入制度の適正化等を措置しました。

6 その他

(1) 国税のクレジットカード納付制度の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、インターネット上でのクレジットカードによる国税の納付を可能とする制度を創設することとしました。

(2) 加算税制度の見直し

当初申告のコンプライアンスを高める観点から、短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置等を導入することとしました。